

平成 25 年 3 月 27 日開催 第 7 回学区適正化検討委員会 会議概要**議題****(1) 市内小中学校の通学区域のあり方について****◎年度末開催の経緯説明（市が洞小学校をめぐる動きを報告）**

- ・昨年 6 月の委員会開催後、市が洞小学校増築に関連して、意見募集や署名運動など、様々な動きや議論があったことを報告。

(2) 学区適正化検討委員会のあり方について**◎委員会のあり方を考えることになった経緯を説明**

- ・市が洞小学校増築に関連して、教育委員会はもちろん、市議会でも学区や学区適正化検討委員会が取り上げられたことから、今後のあり方について、議論いただきたい旨を説明。
- ・2 月定例教育委員会で、学区適正化検討委員会はもう少し幅広い意見を吸い上げられるように、委員構成を考えるよう教育委員からご要望があったこと等を説明。

◎議事**【説明：委員会の要綱を再確認】**

- ・要綱 3 条に示された委員会の組織構成（定数 10 人・現在所属 9 人）、7 条に基づき作業部会が設けられること、8 条に基づき外部の人の意見聴取ができることを説明。

【委員の意見】

- ・PTA 母親代表に委員として参加していただくべきだが、不可能ならば、少なくとも作業部会に入ってもらい意見を出してもらいたい。
- ・PTA 連絡協議会の副会長が出席しているが、その役を母親代表にしてはどうか。
- ・母親代表の人に、作業部会に入ってもらう場合、選抜の性質上、結論まで求めるのは難しいこと等を配慮すべきである。
- ・作業部会は、すぐ新年度から設けるのではなく、必要性が生じたと委員会が判断したら発足させるのが順当である。

【結論】

- ・委員会定数に 1 人余裕があるので、母親代表に入ってもらいたい。
- ・作業部会は必要に応じて作る。
- ・作業部会は、次回開催時に新年度の推計データを見て問題があれば、発足させる。
- ・次回の委員会は、新年度の児童生徒・クラス数の確定後の推計作業と地域や PTA 役員の確定を待って、7 月に開催。

第7回長久手市学区適正化検討委員会 次第

日時 平成25年3月27日(水)

午前10時00分から

場所 長久手エコハウス

1 あいさつ

2 議題

(1) 市内小中学校の通学区域のあり方について〔資料1〕

(2) 学区適正化検討委員会のあり方について〔資料2〕

3 その他

平成 24 年夏以降の市が洞小学校関連の動き

- ・増築計画説明会 PTA 評議員向け 6/28、PTA 保護者向け 7/21、学区内住民向け 8/4
- ・8 月 31 日 市議会文教福祉委員会から増築計画に対する地域住民への意見集約の申し入れ
- ・9 月 5 日 9 月定例会教育委員会 文教福祉委員会からの申し入れを議題とし、増築計画の周知と意見の募集をすることを決議。文教福祉委員会へは 9 月 14 日付でその旨を回答。
- ・10 月 3 日付 増築計画の周知と意見の募集（11 月 9 日締め切り）
 - 市が洞小学校保護者への配布…681 世帯
 - 長湫西・南保育園保護者への配布…94 世帯
 - 自治会への回覧…21 自治会 2,312 世帯
- ・11 月 19 日 臨時教育委員会 意見募集をした結果 47 件の意見が寄せられた旨を報告。
結論「喫緊の問題として、市が洞小学校の増築を実施するが、学区の見直しは、学区適正化検討委員会で常に検討をしていくこととする。」
- ・11 月 20 日 出された 47 件の意見募集結果を議会へ報告、市ホームページに掲載
- ・12 月 3 日付 意見募集の結果を保護者・地域へ配布
 - ①学校を通じ保護者へ、②地域宛自治会回覧、③保育園保護者へ郵送、④市ホームページへの掲載の 4 方法。
- ・12 月 13 日 12 月定例会教育委員会 意見募集結果の周知を報告
11 月 19 日の臨時教育委員会の考え方を再確認。
- ・2 月 7 日 2 月定例会教育委員会
 - *増築工事落札・契約内容の報告と承認
 - *増築計画の撤回と学区の見直しに関する署名運動の情報を報告した。
 - *学区適正化検討委員会で広く意見をいただけるよう委員構成を検討するよう要望あり。
- ・2 月 8 日 要望書（署名）が市長及び市議会議長あてに提出される

- ・ 2 月 12 日 臨時議会 増築工事契約議案可決。

*増築概要：鉄筋コンクリート 3 階建て、普通教室 15 教室、特別
活動教室 2 教室 施工者 TSUCHIYA(株)名古屋支社

- ・ 2 月 21 日 市が洞小学校 PTA 評議員会で増築工事内容を説明。

- ・ 3 月 16 日 校舎増築工事説明会

保護者のみなさまへ「市が洞小学校増築計画について」

長久手市教育委員会では、市が洞小学校の児童数の増加に伴い教室数が不足するため、増築計画を策定しました。これは、市内全体の小中学校の通学区域の在り方を検討するため、PTAや自治会、学校の代表者等で構成された「学区適正化検討委員会」での、本年6月までの会議結果(6回)※(別記1)を踏まえてのことです。

同委員会では、児童数が増加している市が洞小学校区を分割する考え方についてそのメリット・デメリット※(別記2)も示しながら議論し、その結果、分割を否定する意見が出されたことから、当面、市が洞小学校区の再編は行わず、校舎の増築を早める計画とすることが承認されました。

市教育委員会としては、この結果に基づき、増築計画を決定しました。市が洞小学校の児童数は、平成30年に約1,300人になると推計されています。その間、校舎増築で対応し、当面学区の見直しは予定していませんが、来年度以降も毎年、児童数実績をもとに推計を見直し、学区適正化検討委員会に報告していきます。

なお、本年6月から8月にかけて、PTA評議員やPTA保護者、地域住民のみなさんを対象に、前述の経過や増築計画の説明会を開催し、説明会の結果等※(別記3)は、市議会文教福祉委員会でも報告しました。

この間に、さまざまなご質問やご意見をいただいたことから、市教育委員会では、改めて保護者及び地域住民のみなさんに、市が洞小学校増築に至る経過・工事計画等をお知らせするとともに、校区の在り方等について、広くご意見を頂戴することとしました。

平成24年10月3日

長久手市教育委員会 教育長

添付資料(別記1・2・3及び参考資料)をご覧ください、貴重なご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

なお、ご意見は11月9日(金)までに下記のいずれかの方法でお寄せください。

1. ご意見の提出方法・提出先

(1)ファックス (0561)62-1451

(2)Eメール zoutiku@city.nagakute.lg.jp

※①保護者・地域住民の別②お住まいの字名をお書き添えください。

いずれも、提出先は「長久手市教育委員会 教育総務課」です。

2. 問合せ先

長久手市教育委員会 教育文化部 教育総務課

電話(0561)56-0625・0626

「市が洞小学校増築及び校区についてのご意見募集の結果」

平成 24 年 12 月 3 日 長久手市教育委員会

過日、市が洞小学校増築計画をお知らせし、校区のあり方等についてご意見を募集した際にはご協力いただき、ありがとうございました。保護者や地域の皆様から 47 件のご意見をいただき、長久手市教育委員会では、平成 24 年 11 月 19 日（月）に臨時教育委員会を開催して、今後の対応について審議しました。

その結果教育委員会としては、今回様々なご意見をいただきましたが、現在の教室数では今後の児童数増加に対応できかねることや、仮設校舎設置・増築校舎の設計・建設工事の予算化は議会の議決を受けていることなどから、増築は早急に実施すべきであると再確認しました。

よって、今回いただいた貴重なご意見は真摯に受け止めつつ、増加する児童数に対応するために、平成 25 年度末までに現計画どおり増築工事を行うこととしました。また、今後、学区のあり方については、今回のご意見も参考としながら、児童生徒の推計を毎年見直し、学区適正化検討委員会で検討していくこと、さらに、これからも保護者や地域の皆様に随時情報提供を行っていくことを申し合わせました。

皆様のご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

（教育委員会の詳細な議事録は、市ホームページの「会議の情報」をご参照ください。）

【問合先】長久手市教育委員会 教育文化部 教育総務課 電話 0561-56-0625・0626

ご意見の集計結果や内容等を以下にまとめましたので、ご参照ください。

■ご意見集計結果と資料配付数

【ご意見の数】

	保護者	地域住民	不明
根の神		1	1
蟹原	3		
井堀	1		
熊田		1	
市ヶ洞	14	3	1
根嶽	5		
上井堀	5	2	
卯塚	1	1	
片平	3	1	1
丁子田	1		
不明	1		1
縦 計	34	9	4
配布世帯数	775	2,312	—

【資料配布数の内訳】

市が洞小学校保護者への配布…681 世帯
 保育園保護者への配布…94 世帯
 自治会への回覧…21 自治会 2,312 世帯

全 47 件

■記載内容別 概要

【工事について】

- ・工事車両が住宅街で駐車しないように、また工事車両であることの表示を。工事時間は9時から5時半とし、土日は休みに。
- ・増築工事で家の前にコンクリートの壁ができると聞いたが、分団待ち合わせ場所なので、コンクリートがむき出しにならないように、色・絵などで工夫してほしい。車道から歩道への進入路の距離が長いので中間地点から進入できるよう植え込みの撤去を。
- ・将来の児童数減少時を考え、老人ホームや保育園、公民館などに流用できるレイアウトや設計を。

【学区について】

◎分割してほしい

- ・分割の話が出てから不安だった。入学した小学校を卒業させてあげたい。今後は早期の情報開示を願いたい。
- ・市小学区だと思い現在（蟹原）の住まいに入居したので、蟹原が市小校区でなくなるなら引っ越しも辞さない。また引っ越すことがないよう校区変更がないことを願っている。

◆分割すべき

- ・東名高速道路より南を市小、北を西小・南小に振り分けるのが理想。
- ・西小の方が近い児童は、西小へ通学すればよい。
- ・自治会や子供会が学区を見直さない理由にはならない。
- ・新たに入学する子は西小へ。在学中の兄弟がいる場合は選択させればよい。
- ・校区分割を否定する意見は、特定の偏った意見にすぎない。
- ・再編をしないメリットは大した内容ではない。

▽その他

- ・学校選択制を導入してほしい。

【増築について】

◎増築に賛成的意見

- ・マンモス校も望ましくはないが、この地域では急速に子どもの数が増えており、仮設校舎ではかわいそう。

◆増築に反対的意见

- ・一時的な児童数増加に伴う安易な増築は、税金の無駄。
- ・今回の増築費用を、他校の設備改修に用いるべき。
- ・騒音問題、学校から丸見えになる問題がある。
- ・増築費用分は西小や南小のトイレ改修などにまわし、新設校との差がなくなるようにすべき。
- ・増築で風通しや日照が悪くなる。避難経路も複雑化する。

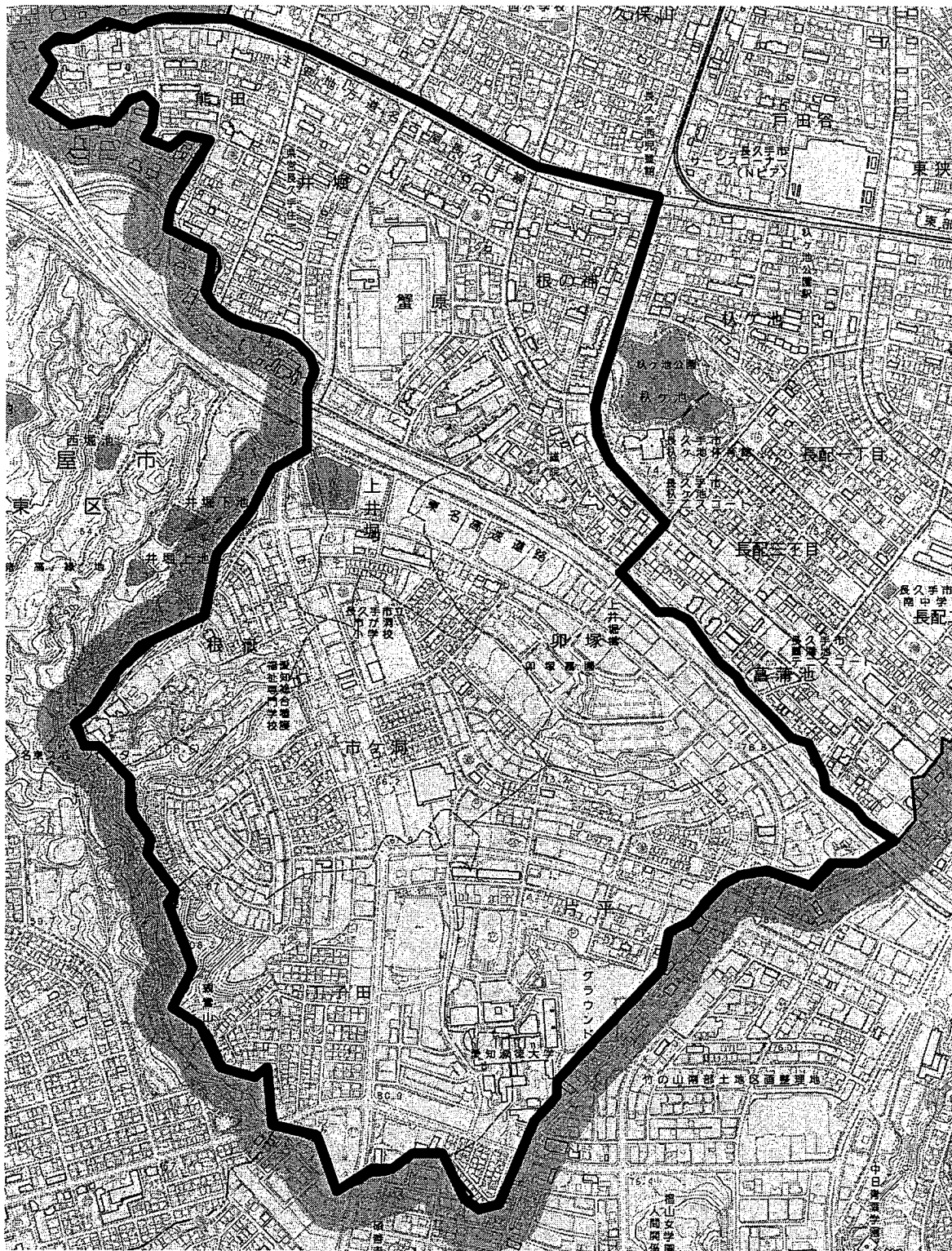
【大規模校化への懸念】

- ・西小学校・南小学校には空き教室があると聞いた。
- ・西小、南小を活用した方が合理的。運動場がさらに狭くなる。
- ・西小の定員には余裕があるときく。教育格差の放置である。
- ・大人数ではいじめにも目が届きにくいと思われる。
- ・教員の目が全体にいきわたらない。
- ・市内小学校の児童数を平準化すべき。
- ・運動場の縮小は児童の身体能力の低下につながる。
- ・学力も格差が生まれる。
- ・芝生広場をなくすことはデメリット。
- ・挙げられたデメリットは、児童がまんべんなく受けるもの。
- ・メリットは在校生のメリットでしかない。

【施策の進め方、周知方法について】

- ・情報が事後報告的である。
- ・学区適正化検討委員会の構成員が不適切。
- ・学区適正化検討委員会での23年度の審議から1年以上経ち、状況が変化しているので、今回の意見集約で再度検討していただきたい。
- ・どのような形であれ反対の声が出るのは仕方がない。思い切って、市の姿勢や住民の利害関係が存在するこのような問題の場合は、長期的にどうあるかをまず描き、そこから個別に手を打っていく方法がよい。
- ・住民の不安解消・意向集約をする「協同対話」開催の願いが、遅まきながら始められたと安心している。
- ・方向性を示すことで、致し方ないことだと主張をしていい。

市が洞小学校学区(太枠内)



要 望 書

長久手市 教育環境の公平と平等を考える会

日々、長久手市政にご尽力いただきましてありがとうございます。

現在 市が洞小学校の増築工事が計画されていますが、
市ヶ洞地域の住民や保護者、児童の多くが 現行の計画に不安を抱き、
その経緯にも疑問を感じています。

一方で、平成24年10月に教育委員会により行われた意見募集では、
回答のあった47件のうち大多数が現行の増築に反対し、
学区の見直しを要求するものであったにもかかわらず、
現行の計画通りに推進するとの方針が通告されてきました。

広く意見を募集するとして回答した市民の意見を十分に検討した様子もありません。

そこで、私たち市民は長久手市教育環境の公平と平等を考える会を立ち上げ、
市民の思いを集約すべく、以下の主旨で署名活動を行い、これまでに
1008名の方の署名をいただきました。

つきましては、長久手市長殿にこの主旨をご理解いただき、市が洞小学校の
増築計画を見直すよう、要望するものであります。

<要望の主旨>

1. 市が洞小学校のマンモス校化計画ならびに現増築計画を直ちに撤回すること。
2. 市が洞小学校のマンモス校化を防ぐために、早急に学区の見直しを行うこと。

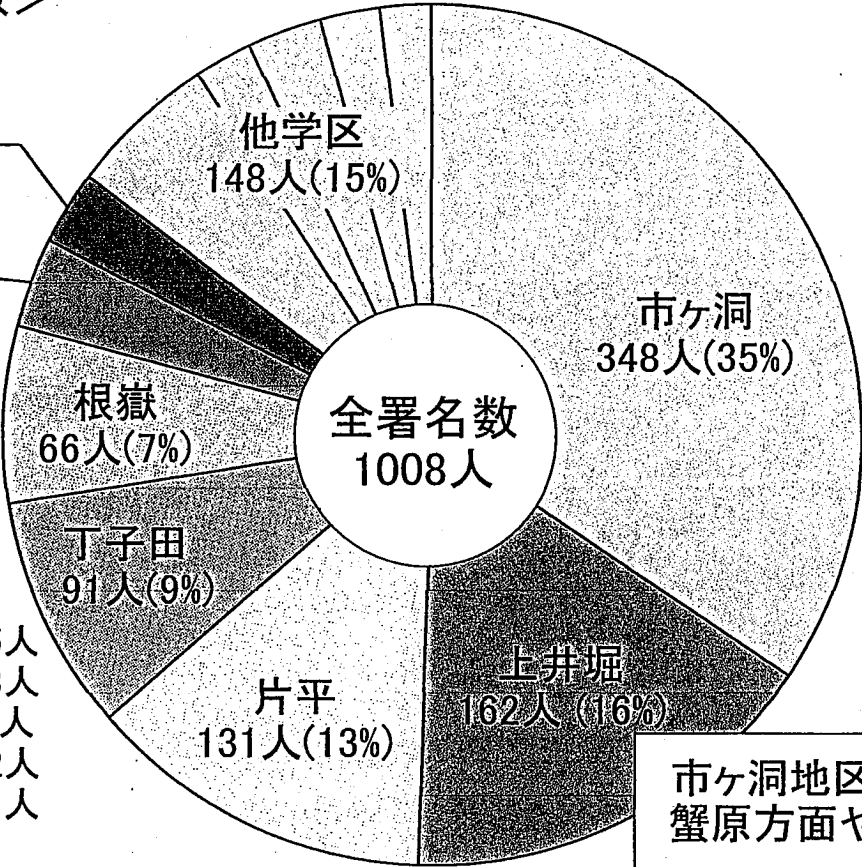


署名集計状況: 1008人(2月7日現在)

<地域別署名数>

蟹原・根の神・
井堀・熊田
28人(3%)

卯塚34人(3%)



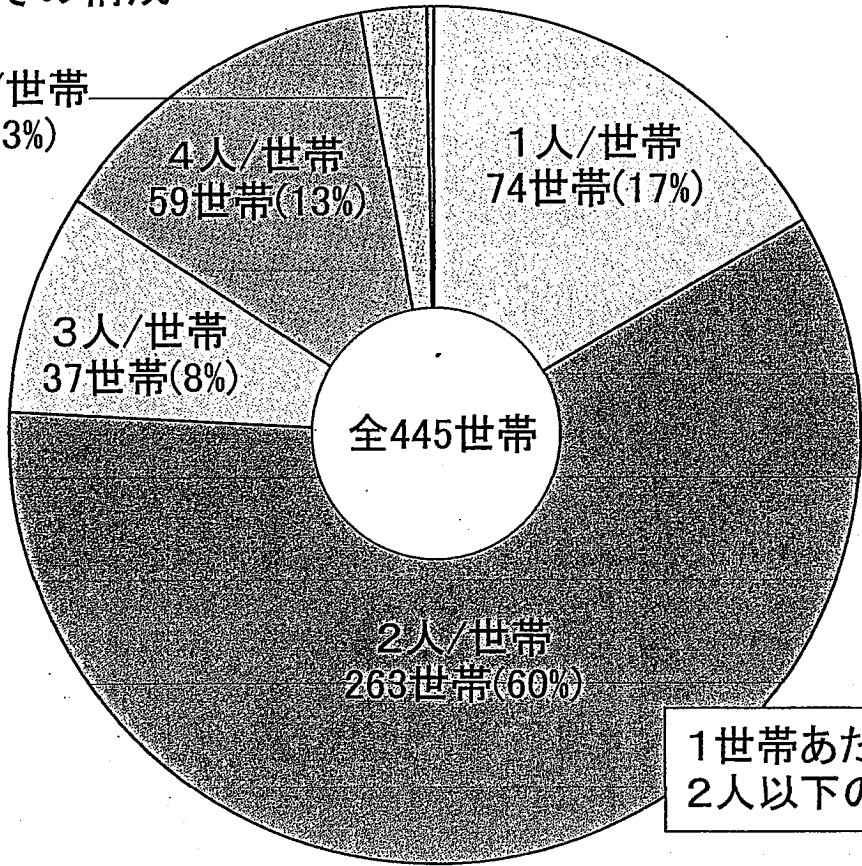
<他学区の内訳>

南小学区	55人
西小学区	23人
長久手小学区	27人
北小学区	22人
東小学区	21人

市ヶ洞地区主体の活動だが
蟹原方面や他学区の賛同も

参考) 世帯数とその構成

5人以上/世帯
12世帯(3%)



1世帯あたり
2人以下の署名が多い

市が洞小学校のマンモス校化・増築計画に反対し、 早急な学区の見直しを要求します。

市が洞小学校の増築計画と学区のあり方に関して、平成24年10月に教育委員会により行われた意見募集では、47件のうちの大多数が増築計画に反対し、学区の見直しを要求するものであったにもかかわらず、それらを見做る形で、計画通りに増築計画を推進する方針が教育委員会から一方的に通告されてきました。

私たちは あらためて、市が洞小学校に教育環境の悪化を招く マンモス校化と増築計画に反対し、以下の通り要求します。

【要求】

1. 市が洞小学校のマンモス校化計画ならびに現 増築計画を直ちに撤回すること。
2. 市が洞小学校のマンモス校化を防ぐために、早急に学区の見直しを行うこと。

【理由】(平成24年10月意見募集の結果を要約)

(1)教育環境への影響

- ・教員の目が届きにくくなることにより、教育の質の低下や教員への過度の負担が懸念される。
- ・運動場・体育館等が手狭になることにより、児童の運動不足やストレスの蓄積が懸念される。
- ・大規模かつ複雑な校舎構造になり、安全面や環境面で児童への悪影響が懸念される。
- ・市内に在住する児童のなかで、教育環境の公平と平等が損なわれる。

(2)市財政への影響

- ・周辺の小学校の受入能力に余裕がある中で、市が洞小学校の増築は税金の無駄遣いである。

(3)周辺住民への影響

- ・騒音や景観、校舎から丸見えになる等、周辺住民に与える影響について理解が得られていない。

	氏 名	住 所
1	[REDACTED]	長久手市 [REDACTED]
2	[REDACTED]	長久手市 [REDACTED]
3	[REDACTED]	長久手市 [REDACTED]
4	[REDACTED]	長久手市 [REDACTED]
5	[REDACTED]	長久手市 [REDACTED]
6	[REDACTED]	長久手市 [REDACTED]
7	[REDACTED]	長久手市 [REDACTED]

各小中学校のクラス数・児童生徒数 推計表

参考資料

	H24実績	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
長小	18 580	17 581	17 579	18 580	19 601	20 643	20 666						
西小	14 487	18 506	18 505	19 532	19 552	19 582	19 580						
東小	6 192	7 200	7 202	9 215	9 236	11 266	12 298						
北小	22 735	24 789	24 806	25 827	26 894	28 949	30 1003						
南小	21 697	21 695	21 682	21 688	21 702	22 711	24 756						
市小	25 839	27 937	30 1022	33 1143	35 1211	36 1275	37 1326						
長中	20 678	12 376	12 384	13 405	12 400	12 378	11 353	11 373	12 406	13 450	14 468	15 500	15 507
南中	22 763	17 575	18 630	18 650	20 713	21 756	21 774	22 796	23 817	26 907	27 952	28 990	28 980
第三中	24 763	14 525	16 534	16 560	15 561	16 563	18 592	19 646	18 654	19 666	20 686	21 746	22 781

※ 平成24年実績値は平成24年4月9日現在の数値です。

※ 上段はクラス数、下段は児童生徒数、両方とも特別支援学級を除いてます。

※ 学級数は小1・小2・中1が35人学級、その他が40人学級です。

※ 最大普通教室数は特別支援教室を除いた教室数（転用含む）です。

※ 市小の最大普通教室数は平成25年度に設置する校舎増築後の数値です。

この資料は、平成24年6月15日に開催した第6回学区適正化検討委員会に資料3-7(1)として提出したものと同一です。

長久手市学区適正化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手市立小学校及び中学校の通学区域の在り方等を検討するため、長久手市学区適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、必要に応じて、学校の通学区域の在り方の基本的な考え方について調査、検討し教育長に提言する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校のPTA代表者
- (3) 自治会連合会・区長会の代表者
- (4) 市立学校の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の提言を行う日までとする。

2 委員が、前条2項各号に該当しなくなった場合は、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に開かれる検討委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名する委員で組織する。



(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委員報償費)

第9条 委員に対する謝礼は、1日につき7,300円とする。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月 4日から施行する。

